

景観指定地域及び大規模行為届出対象地域

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等														
景観指定地域・大規模行為届出対象地域	<p>ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 (制定年月日) 平成3年3月14日 条例第4号 (目的) ふるさと広島の優れた景観の保全と創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにし、景観形成施策及び行政上の指導、助言又は要請に関する事項等について定めることにより、個性豊かで潤いのある景観を守り、育て、もって開発と保全の調和のとれた、快適で魅力ある県土広島の創生に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 景観指定地域 (1) 次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺地域を指定 ア 瀬戸内海、山地、高原等の自然的景観を有する地域 イ 歴史的遺跡又は歴史的風致を有する地域 ウ 主要な道路又は河川に沿った地域 エ 都市施設が集積している地域 オ その他景観形成上知事が特に必要と認める地域 (2) 景観指定地域は、次の景観モデル地域又は景観形成地域に区分して指定 ア 景観モデル地域 (ア) 現にその地域に独特の優れた景観を有する地域 (イ) 優れた景観資源が数多く存在し、修景等により景観形成が図り得る地域 (ウ) 地域住民による景観形成活動が活発であるなど景観形成の意識が高いと認められる地域 イ 景観形成地域 将来県の代表的景観となる可能性がある地域で、その周辺地域とともに一体的に景観形成を図るべき地域</p> <p>2 大規模行為届出対象地域 県土の景観形成上必要と認められる市町</p>	<p>指定による指導等 1 景観指定地域 次の行為は、事前に知事に届出が必要(適用除外行為は、届出不要。知事は、指定地域基本計画及び景観形成基準に基づき、必要な場合は、指導等を行う。) (1) 景観モデル地域 ○ 建築物等の新築、増築、改築、移転又は撤去 ○ 建築物等の外観の変更 ○ 木竹の伐採 ○ 屋外における物品の集積又は貯蔵 ○ 鉱物の掘採又は土石等の採取 ○ 土地の区画形質の変更 ○ 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は広告物若しくはこれを掲出する物件の改造若しくは移転 ○ その他景観形成上知事が特に必要と認めて規則で定める行為 (2) 景観形成地域 ○ 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は広告物若しくはこれを掲出する物件の改造若しくは移転 ○ 大規模行為(大規模行為届出対象地域の届出が必要な行為と同じ。)</p> <p>2 大規模行為届出対象地域 大規模行為は、事前に知事に届出が必要(適用除外行為は、届出不要。知事は、大規模行為景観形成基準に基づき、必要な場合は指導等を行う。)</p> <table border="1" data-bbox="1099 879 2027 1390"> <thead> <tr> <th>届出が必要な行為の種類</th> <th>届出が必要となる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、撤去</td> <td>高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるとき。</td> </tr> <tr> <td>(2) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去</td> <td>ア 広告塔、高架水槽、観覧車、各種プラント、各種貯蔵、処理施設等は高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるとき。 イ 彫像、記念碑、電線路、空中線等は高さ20mを超えるとき。</td> </tr> <tr> <td>(3) 建築物、工作物の外観の変更</td> <td>変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるとき。</td> </tr> <tr> <td>(4) 屋外における物品の集積、貯蔵</td> <td>集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるとき。</td> </tr> <tr> <td>(5) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取</td> <td>土地の面積1,000㎡を超えるとき又は規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。</td> </tr> <tr> <td>(6) 土地の区画形質の変更</td> <td>ア 土地の面積が都市計画区域では、3,000㎡、その他は1haを超えるとき。 イ 規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	届出が必要な行為の種類	届出が必要となる場合	(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるとき。	(2) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	ア 広告塔、高架水槽、観覧車、各種プラント、各種貯蔵、処理施設等は高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるとき。 イ 彫像、記念碑、電線路、空中線等は高さ20mを超えるとき。	(3) 建築物、工作物の外観の変更	変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるとき。	(4) 屋外における物品の集積、貯蔵	集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるとき。	(5) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	土地の面積1,000㎡を超えるとき又は規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。	(6) 土地の区画形質の変更	ア 土地の面積が都市計画区域では、3,000㎡、その他は1haを超えるとき。 イ 規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。
		届出が必要な行為の種類	届出が必要となる場合														
(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるとき。																
(2) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	ア 広告塔、高架水槽、観覧車、各種プラント、各種貯蔵、処理施設等は高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるとき。 イ 彫像、記念碑、電線路、空中線等は高さ20mを超えるとき。																
(3) 建築物、工作物の外観の変更	変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるとき。																
(4) 屋外における物品の集積、貯蔵	集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるとき。																
(5) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	土地の面積1,000㎡を超えるとき又は規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。																
(6) 土地の区画形質の変更	ア 土地の面積が都市計画区域では、3,000㎡、その他は1haを超えるとき。 イ 規模が高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生ずるとき。																
<p>(環境県民局 環境保全課)</p>																	